

令和7年10月

お客様 各位

一般財団法人富山県建築住宅センター

確認申請及び省エネ適判の申請図書の合理化について

平素より当センターの確認申請等業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年4月に建築基準法及び建築物のエネルギー性能の向上等に関する法律が改正されましたが、確認申請等の審査や事務処理等の円滑化に向けた取り組みの一環として、当センターに建築確認と省エネ適判双方の書類を提出していただく場合、重複する書類等については提出方法を合理化（兼用）することといたしました。

なお、双方の手続きは、電子申請を原則とし、双方の基準が該当する申請図書等にまとめて明示してある場合に限り、令和7年10月以降の申請を対象に、書類等は建築確認の申請を主として提出していただきます。

今後とも適正、迅速な業務運営を図るなど、サービスの充実に努めてまいりますので、引き続き当センターをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■施行日

- ・令和7年10月1日（水）からの電子申請受付分より

■参 考 （兼用可能な図書等 ※双方の各基準等をまとめて明示するなど）

- ・付近見取図、配置図、各求積図（居室面積表含む）、各平面図、立面図、矩計図、換気計算書、その他兼用可能とする設計図書、資料等